

優生保護法訴訟で最高裁が大法廷で審理へ！「20年の壁(除斥期間)」が争点に！2023/11/1 ※詳細はウラ面をごらんください

最高裁判所に正しい判断を求めるために、優生保護法問題の全面解決をめざす
全国連絡会（優生連）主催で、全国100万筆署名活動を進めています。

- 署名活動は2024年3月中頃までとしており、第1陣として2023年11月に最高裁判所へ（署名）11.1現在で 30,134筆（オンライン3,112筆含め）を提出しました。
- 第2陣として2024年2月初めに最高裁判所へ提出します。この時まで目標100万筆に対して最低 50万筆 以上集めないと、100万筆目標は難しくなります！

優生連に加盟している全日本ろうあ連盟の目標は20万筆です

- 聞こえない被害者を支援する加盟団体や支援団体は独自の目標数「静岡県5万筆、愛知県3万筆、兵庫県5万筆、福岡県 3万筆、大阪府（後日6万筆に上積み）を決めており、これ以外の加盟団体は、その団体会員数の3倍の署名数をお願いしています。（集まった署名は2023年12月20日現在で、全日ろう連合計4085筆）

加盟団体ごとに 2024年1月末までに会員数の1.5倍以上の署名数を集めましょう

- 2024年1～2月には、全国ろうあ者大会（和歌山）に向けた取り組みのためにブロック会議があると思います。年内また正月明けにブロックから、所属する加盟団体に署名活動を強く働きかけてください。そしてブロック会議で中間総括、3月中頃までの取り組みに力を入れていきましょう。

静岡県聴覚障害者強制不妊手術調査委員会が「署名説明動画、ろう者は手話での説明が必要なため、以下動画を作成し県内で展開しています。■優生連全国100万筆署名説明動画（7分19秒）<https://www.youtube.com/watch?v=RyVv0I9BobM>」署名目標等は静岡版ですが、聴覚障害の方向けの説明の際に利用させていただくことについては、了解をいただいています。（優生連より）

目標20万、全体で100万筆達成のために すべての加盟団体に力を合わせてがんばりましょう！

強制不妊 大法廷審理へ 除斥期間「20年の壁」争点に

旧優生保護法（1948〜96年、旧法）の下で不妊手術を強制されたのは憲法違反だとして、障害者らが国に損害賠償を求めた一連の訴訟で、最高裁第一小法廷は1日、5件の訴訟の上告を受理した上で、裁判官15人全員で審理する大法廷（裁判長＝戸倉二郎長官）で判断することを決めた。訴訟では、手術の違憲性に加え、20年を過ぎると賠償の請求権が消える「除斥期間」を適用するかが大きな争点になって

いる。高裁の見解が分かるなか、大法廷が統一判断を示すとみられる。旧法は「不良な子孫の出生の防止」を目的とし、障害や特定の疾患が

ある人に対し、本人の同意がなくても強制的に不妊手術や人工妊娠中絶を行えると規定していた。一連の訴訟は2018年に始まり、38人が全国

大阪、東京、札幌、仙台の計5件の高裁判決は、旧法の規定は幸福追求権を定めた憲法13条や、法の下の平等を定めた憲法14条に違反すると

12地裁・支部に提訴している。既に7件の高裁判決が出ているが、最高裁は、今年6月1日までに言い渡された5件の上告を受理し、大法廷に回付した。大阪、東京、札幌、仙台の計5件の高裁判決は、旧法の規定は幸福追求権を定めた憲法13条や、法の下の平等を定めた憲法14条に違反すると

目標20万筆署名活動の各加盟団体目標（お願い）20231101現在

| manninn | 会員数 | 目標数 | 都道府県 | 会員数 | 目標数 |
|---------|-------|-------|------|--------|--------|
| 北海道 | 1,048 | 3,150 | 滋賀 | 289 | 870 |
| 青森 | 219 | 660 | 京都 | 526 | 1,580 |
| 岩手 | 155 | 470 | 大阪 | 1016 | 3,050 |
| 宮城 | 200 | 600 | 兵庫 | 613 | 別枠 |
| 秋田 | 112 | 340 | 奈良 | 219 | 660 |
| 山形 | 156 | 470 | 和歌山 | 262 | 790 |
| 福島 | 350 | 1,050 | 鳥取 | 200 | 600 |
| 茨城 | 241 | 730 | 島根 | 100 | 300 |
| 栃木 | 302 | 910 | 岡山 | 261 | 790 |
| 群馬 | 387 | 1,170 | 広島 | 520 | 1,560 |
| 埼玉 | 925 | 2,780 | 山口 | 126 | 380 |
| 千葉 | 431 | 1,300 | 徳島 | 77 | 240 |
| 東京 | 1,022 | 3,070 | 香川 | 152 | 460 |
| 神奈川 | 718 | 2,160 | 愛媛 | 186 | 560 |
| 山梨 | 154 | 470 | 高知 | 160 | 480 |
| 新潟 | 212 | 640 | 福岡 | 731 | 別枠 |
| 長野 | 283 | 850 | 佐賀 | 103 | 310 |
| 富山 | 240 | 720 | 長崎 | 278 | 840 |
| 石川 | 270 | 810 | 熊本 | 320 | 960 |
| 福井 | 95 | 290 | 大分 | 279 | 840 |
| 岐阜 | 279 | 840 | 宮崎 | 105 | 320 |
| 静岡 | 425 | 別枠 | 鹿児島 | 164 | 500 |
| 愛知 | 797 | 別枠 | 沖縄 | 69 | 210 |
| 三重 | 276 | 830 | 合計 | 16,053 | 40,610 |

したが、除斥期間についての判断は割れている。4件は、国が推進した施策によって差別や偏見が固定化し、原告らが権利侵害を認識して提訴するのは著しく困難だったと指摘。「除斥期間の適用は著しく正義・公平に反する」として、国に賠償を命じた。一方で今年6月の仙台高裁は除斥期間を適用し、「賠償請求権は消滅した」として国の賠償責任を否定した。最高裁が過去に除斥期間の適用を認めなかったのは、例外的な2件にとどまる。旧法をめぐる集団訴訟が今後も続く中、「20年の壁」を厳格に扱ってきた最高裁の判断が注目される。（遠藤隆史）